

3.6.24 査 調 3 — 24

課 総 2 — 27

令和3年6月23日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁調査査察部調査課長
古川勇人
国税庁課税部課税総括課長
小平忠久

e-Taxによる調査関係書類の提出方式の導入に
係る周知広報へのご協力のお願い（周知依頼）

平素から税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

税務調査等に当たっては、当局からの求めに応じて、当該調査等に必要な書類（以下「調査関係書類」といいます。）を提出していただいているところです。

令和4年1月以降は、調査関係書類について、e-Taxによる提出方式を導入することとしています。

当該提出方式の導入により、納税者等の利便性向上や税務調査等の効率化が期待されるほか、税務行政のデジタルトランスフォーメーションに資するものと考えております。

当該提出方式について、納税者や税理士の皆様に広く周知・広報を行うため、その概要を記載した広報素材を6月25日（金）にe-Taxホームページに掲載する予定です。

つきましては、当該広報素材を機関紙（誌）やホームページ等へのご掲載等をいただきなどの方法により、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

【リーフレットの掲載場所】

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_20210625.htm

令和4年1月から、税務調査等で提出を求められた資料が

e-Taxで提出できるようになります!!

※ 詳細は裏面をご覧ください。

令和3年12月まで

税務署



郵送

印刷するのが大変…。
郵送代がかかる…。
税務署に行く時間がない…。



対面



○○取引に関する請求書と納品書
の写しを提出してください。

令和4年1月からは！！

(イメージ)

印刷しなくてOK！
税務署に行かなくてOK！
セキュリティも高く安心！

税務署



送信



○○取引に関する請求書と納品書
の写しを提出してください。

※ e-Taxで送信するには電子証明書が必要です。

概要

税務調査等の際に、調査担当者等から提出を求められた資料（帳簿書類・請求書・納品書などの写し）について、e-Tax で提出できるようになります。

e-Tax によるオンライン提出を可能とし、納税者の利便性向上、税務調査等の効率化が期待されます。

Q 1：いつから提出できるようになりますか。

A：令和4年1月から提出できるようになる予定です。

Q 2：提出できるデータ形式の種類を教えてください。

A：PDF形式のみを予定しています。

Q 3：送信できる容量はどれくらいですか。

A：1送信当たり最大136ファイル、合計で最大8MBの上限を予定しています。また、追加送信も可能となる予定です。

Q 4：事前の登録などは必要ですか。

A：ご利用いただくには、e-Tax の利用者識別番号を取得していただく必要があります。また、税理士等による代理送信も可能です。

Q 5：郵送や対面により提出をすることはなくなりますか。

A：税務調査等の状況や提出いただく資料の内容によっては、郵送や対面による提出をしていただくこともあります。

Q 6：税務調査等以外の時でも利用することはできますか。

A：税務調査等の際に提出を求められた資料のみが対象となります。



詳しい内容は、令和3年12月頃 e-Tax ホームページでお知らせする予定です。

2021.6